

デュッセルドルフ日本語補習校 父母会会則

第1条 [名称]

本会は、デュッセルドルフ日本語補習校父母会と称す。(以下、デュッセルドルフ日本語補習校を「補習校」とする。)

第2条 [目的]

本会は、児童・生徒が補習校において安全かつ有意義に学校生活を送れるよう、教育環境の向上のための活動を行う事を目的とする。

[活動]

本会は、同条の目的を達成するため、各種係を設置し、次の活動を行う。

1. 児童・生徒の国語教育、安全確保、教育環境の整備に関すること
2. 補習校の運営や諸活動に対する協力と援助に関すること
3. その他、第7条が定める総会によって決定された業務

[個人データ処理]

本会は、活動遂行のために必要な個人データ(名前・連絡先など)を、学校生活や父母会活動のための保護者の相互連絡、父母会運営にあたり父母総会開催、父母運営委員・父母会長承認などの際に使用することとし、データ保護法に準拠して取り扱うこととする。

第3条 [会員]

補習校在校生の保護者を以て、本会の会員とする。(以下、「会員」とする。)在籍する児童・生徒の1家庭を以て1会員とし、1議決権を有する。1家庭から複数が本会の活動に参加するのを妨げないが、議決権数は複数としない。

第4条 [学年委員]

学年ごとに会員の中から学年を代表する保護者を最多2名互選する。これを「学年委員」と称す。任期は補習校年度に基づく1年とする(4月1日から翌年3月31日まで)。再任を妨げない。学年委員は、各学年の父母より意見・提案等がある場合、書面にて入手し、父母会会長、もしくは副会長に伝達する。

第5条 [役員]

本会には次の役員をおく。

会長: 1名。本会が定めた選出方式で選出され、第7条が定める総会の過半数の承認を得て決定する。

副会長: 1名ないし2名

会計: 1名(副会長が兼任してもよい)

名簿担当: 1名(副会長が兼任してもよい)

上記の役員を「執行部」と称す。

会長を除く役員は、学年委員が学年委員の中から互選する(別途、総会での承認を得る必要は無い)。「執行部」内での役員辞任においても同様で、総会での承認の必要は無く学年委員内からの互選により決定する。役員の任期は補習校年度に基づく1年とする(4月1日から翌年3月31日まで)。再任を妨げない。

第6条 [学年委員会]

全学年委員と父母会長を以て構成される会を学年委員会と称す。

第7条 [父母総会]

本会を運営するため父母総会を設け、毎年開催する。総会は会員を以て構成する。総会は会員の2分の1以上の出席を以て成立し、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。総会を欠席する場合においても委任状の提出を以て出席したこととみなし、その決議について総会の決定に全てを委任することとする。

総会は次の事項を審議する。

- (1) 本会則の改廃に関する事項
- (2) 本会の活動計画並びに予算および決算
- (3) 役員の承認
- (4) その他本会の活動に関し重要な事項

各種事情により、総会が開催できない場合は、メール等の電磁的方法を以て総会同様に事項を議決することができる。

第8条 [会議の招集]

会長は必要に応じ、学年委員会、父母総会を招集する。

第9条 [補習校運営委員会との協議]

会長は必要に応じ、学校運営に関し補習校運営委員会と協議する。

第10条 [三者会合への参加]

父母会長と学年委員は、日本人学校校長、日本人学校事務長、補習校校長、補習校講師、補習校事務員及び補習校父母運営委員と共に三者会合に出席する。

第11条 [会費]

父母会費は、児童・生徒1人につき年上限15ユーロとし、必要に応じてその金額を検討することができる。

本会の会計年度は補習校年度に基づき、4月1日より翌年3月31日とする。

第12条 [改正]

本会則は、会員がこれを発議し、第7条が定める総会出席会員の過半数の賛成を以て改正することができる。

[改訂・更新履歴]

2003年11月8日 制定

2004年2月7日 第5条追記

2007年2月3日 改訂

2008年4月12日 第11条改訂

2010年1月30日 第11条改訂

2011年1月29日 第5条改訂

2012年10月27日 第5条改訂

2020年2月26日 第5条改訂

2021年1月19日 第1条/第2条/第3条/第4条/第5条/第6条/第7条/第10条/第11条/第12条改訂
第2条[活動]追記

2021年5月30日 第2条[個人データ処理]追記